

令和元年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度大磯町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,296,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
7 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
617,784	374	618,158
118,237	374	118,611
467,887	187	468,074
467,887	187	468,074
3,295,830	561	3,296,391

歳出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
80,744	561	81,305
52,136	561	52,697
3,295,830	561	3,296,391

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年4月1日から契約の履行を必要とする業務	令和元年度～令和2年度	令和2年4月1日から契約の履行を必要とする業務にかかる金額